

年金の重要なお知らせ

明日のあなたを考えて...
年金はあなたが主人公です



厚生年金特例法について

お勤めされていた期間に厚生年金保険料が天引きされていたにもかかわらず、事業主から保険料の納付や資格などの届出がされていない方に、年金をお支払いする法律ができました。

今までは 厚生年金保険料が給与から天引きされていても、事業主から保険料の納付や厚生年金の資格に関する届出がなかった場合であって、保険料の徴収権が時効消滅となる2年を経過したときは、その資格に関する記録は年金に反映されませんでした。

これから 厚生年金特例法の成立により、厚生年金保険料の給与天引きがあったことが年金記録確認第三者委員会で認定されたときは、年金記録が訂正されて年金額に反映されます。
詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

詳しくは、「ねんきんダイヤル」、社会保険事務所へ。
〈ねんきんダイヤル〉 0570-05-1165 ※ 平日 8:30～17:15
IP 電話・PHS からは、03-6700-1165

「ねんきん特別便」の出張相談所が開設されます

武生社会保険事務所職員が、コンピュータを持参し、年金相談・記録の確認等をします。

開設日：2月13日(水)

10時～16時

会場：南越前町役場 2 階

1201 会議室

持参書類：ねんきん特別便、本人確認書類(年金証書(受給者)・年金手帳・免許証・健康保険証等)



「ねんきん特別便」を受け取られたら、加入記録のご確認をお願いします

「ねんきん特別便」には、「年金記録のお知らせ」などが入っています。この用紙を受け取られた場合には、そこに記載されているお勤め先や国民年金加入の記録に漏れないか、確認をしてください。お勤め先や国民年金の加入や退職・脱退の時期をご覧いただき、お勤め先や国民年金加入の期間がつながっているかを確認してください。

記録の漏れ・訂正がある場合

- 受給者の方は、確認はがきを切り離さずに年金加入記録照会票を社会保険事務所へ持参
- 被保険者の方は、確認はがきを切り離さずに年金加入記録照会票を返信用封筒で郵送

万が一、記録や期間が漏れていたら「年金加入記録照会票」に漏れている記録や誤っている記録について記入してください。加入されていた公的年金制度、勤め先、その所在地、国民年金制度加入の場合にはお届けの市町村、加入時期、そのときの年金手帳の記号番号をできるかぎりご記入ください。「ねんきん特別便」を受け取り、加入記録を確認したら次の手続きが必要です。

記録の漏れ・訂正が無い場合

- 受給者の方、被保険者の方ともに年金加入記録照会票から確認はがきを切り離して郵送

詳しくは、「ねんきん特別便専用ダイヤル」へ。
0570-058-555 ※ IP 電話・PHS は 03-6700-1144



国民年金保険料のクレジットカードでの支払い受付が始まります

平成20年2月からクレジットカードでの支払い受付が始まります。分割払いやリボ払い等は利用できません。支払える保険料は、「定額保険料」及び「付加保険料込みの定額保険料」で、支払方法は右の3種類です。

クレジットカード支払いをご希望の場合は、社会保険事務所や市町村の国民年金窓口へ備え付けてある申込用紙「国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書」に必要事項を記入し提出してください。

- ①毎月支払い 毎月の保険料を当月末に立替。平成20年3月分保険料から開始。口座振替割引なし。
- ②1年分支払い(前納) 4月から翌年3月分までの保険料を4月末に立替。割引額は現金での前納と同じ。申込み期限は2月末日。
- ③半年分支払い(前納) 4月から9月分までを4月末、10月から翌年3月分までを10月末にそれぞれまとめて立替。割引額は現金で1年分を前納する場合と同じ。申込み期限は2月末日。

詳しくは社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>
または、ねんきんダイヤル Tel 0570-05-1165 に、お問合せください。